

長久手市高等学校等入学支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰が家計を圧迫するなか、義務教育修了後の高等学校等への進学を支援する観点から、長久手市が行う長久手市高等学校等入学支援金（以下「入学支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (5) 次に掲げる専修学校及び各種学校
 - ア 専修学校の高等課程
 - イ 専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの
 - (ア) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所
 - (イ) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設
 - (ウ) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
 - ウ 各種学校であって、前号イ(ア)か(ウ)までに掲げる教育施設の指定を受けたもの
 - エ 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものうち、官報に指定又は指定の変更が告示された次に掲げるもの
 - (ア) 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が

指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定した
もの

- (6) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程
（支給対象者）

第3条 入学支援金は、当該年度の4月1日時点で長久手市内に住所を有する満18歳未満の者のうち当該年度中に高等学校等に入学する生徒又は学生（以下「対象生徒等」という。）を養育する者（以下「支給対象者」という。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に2以上の高等学校等の課程に入学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）への入学について支給する。

（申請）

第4条 入学支援金の支給を受けようとする者は、当該年度の1月31日までに長久手市高等学校等入学支援金申請書（請求書）（様式第1号）に必要書類を添付して市長へ提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、前条の規定に基づき申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは支給を決定し、長久手市高等学校等入学支援金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（入学支援金の額）

第6条 第3条に規定する支給対象者への給付金の額は、対象生徒等1人につき10,000円とする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 支給対象者から第4条の申請期限までに申請が行われなかった場合、支給対象者が入学支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、入学支援金の支給後に支給対象者が要件に該当していないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により入学支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った入学支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。